

# 音更町商工会と学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学との 包括連携に関する協定書

音更町商工会（以下「甲」という。）と学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学（以下「乙」という。）は、相互の地域活動の交流を通して連携・協力し、双方の事業及び教育目標の理解を深め促進するとともに、音更町と十勝管内の将来を担う地域人材の養成、社会・産業教育の推進、地域への貢献、产学連携、教育の充実及び質の向上を図るため、地域連携等に関し、次のとおり包括協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携のもとに、広く地域の課題解決に取り組むこと、地域の活性化に取り組むこと、また、その過程に学生の教育課程を連動させることで、地域の課題解決並びに学生の地域企業への理解促進、就職定着促進などの学習成果を向上させることを通じて、地域社会への貢献、产学連携や振興に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に協力し、連携する。

- (1) 地域の課題解決及び社会・産業地域の振興方策に関すること
- (2) 教学マネジメント及び教育課程等に関すること
- (3) 学生の課題解決型学習（PBL）、フィールドワーク、地域企業への理解促進のためのアクティブ・ラーニングに関すること
- (4) 社会・産業教育の推進に関すること
- (5) 产学連携に関すること
- (6) 地域の活性化に関すること
- (7) インターンシップに関すること
- (8) 教育・研究活動及び成果等に係る進捗状況並びに外部評価に関すること
- (9) 研修及び交流に関すること
- (10) ネットワークの構築に関すること
- (11) その他、両者が合意する連携事業に関すること

## （実施方法）

第3条 前条に定める連携事項の具体的実施は、その都度甲及び乙で協議の上、実施するものとする。

- 2 本協定に定める連携事業の実施に当たっての具体的連携機関に、甲の会員企業等を含めることができるるものとする。ただし、甲及び乙の承認を得ること。
- 3 前条に定める連携事項の意見聴取等について、双方による連携協議懇談会を設置し、甲及び乙で協議の上、実施するものとする。

## （連携連絡会議の設置）

第4条 第2条に定める連携事項を円滑に推進するために、連携に関する方針や具体的な内容について必要な協議・検討を行うため、「地域連携連絡会議」（以下「連携連絡会議」という。）を設置するものとする。

- 2 連携連絡会議の構成員については、甲及び乙で協議の上、組織するものとする。
- 3 連携連絡会議に、議長及び副議長を置き、甲及び乙で協議の上、選出するもの

とする。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合については、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2014(平成26)年4月1日付けで締結した本協定を改定するものである。

2016(平成28)年7月28日

甲

河東郡音更町大通6丁目6番地

音更町商工会

会長

吉本 隆司



乙

河東郡音更町希望が丘3番地3

学校法人帶広大谷学園

帶広大谷短期大学

学長

田中 厚一

